

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業会計

事業名	公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設のうち公共下水道		
事業開始年月日	昭和54年2月8日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用(H23～) ■非適用
団体名	紫波町	職員数(H22.4.1現在)	10
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	426.5 (20年度)	財政力指数	0.43 (20年度)
資金不足比率(健全化法)(%)	(年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率(%)	85.2 (20年度)	実質公債費比率(%)	22.4 (21年度)
		将来負担比率(%)	130.4 (20年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率についてはその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	紫波町下水道事業公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	紫波町長 藤原 孝 → 平成26年2月～ 熊谷 泉
既存計画との関係	紫波町下水道事業中期経営計画公共下水道事業編(H19～H22) 資金不足等解消計画(H22～H31)
公表の方法等	議会説明、紫波町ホームページにより公表
基本方針	・使用料水準の適正化と効率的な運営により経営の健全化を図る。 ・長期的に安定した下水道サービスの提供により公共用水域の水質保全を図る。 ・平成22年12月議会説明。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			275,658.3	275,658.3
	補償金免除額			40,140.3	40,140.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業（公共下水道）			275,658.3	275,658.3
	合 計 (A)			275,658.3	275,658.3
一般企業債 (再掲) ※上記のうち					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)				275,658.3	275,658.3

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一般企業債 (再掲) ※上記のうち					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一般企業債 (再掲) ※上記のうち					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>昭和61年岩手県内3番目の単独公共下水道として供用を開始して以降、使用料改定が進められずにいたため、類似団体平均と比べても使用料単価がかなり低い状況であった。事業経営も圧迫していることから平成19年度に使用料を改定した。</p> <p>処理場について、平成16年度から包括的民間委託を行っており、汚水処理の維持管理費は類似団体平均よりも抑制されている。現在委託範囲を拡大し、更なるコスト縮減を進めている。</p> <p>また、平成23年度から公営企業会計移行により、経営内容の明確化、経営基盤の強化を図る。引き続き、繰上償還の実施により利息の軽減に努めていく。</p>
経営課題	<p>課題 ① 中長期経営計画の策定</p> <p>整備費用、公債費の償還費用、施設の老朽化による修繕費用など今後も多額の資金が必要となっているが、財政運営が硬直化しているため、適切な事業選択及び財源確保の必要がある。</p> <p>課題 ② 使用料の適正化</p> <p>料金水準の適正化を目指し19年度に21.3%、平成25年度から15.9%の改定をしたが、なお一般会計から不足分を補っている状況にある。今後も使用者の負担が急激に高まらないよう考慮しつつ今後、使用料を改定し見直しを図っていく。</p> <p>課題 ③ 維持管理費の抑制</p> <p>包括的民間委託によりコスト縮減に努めている。19年度からは包括委託内容を拡大。長期契約を締結することで継続して安定した維持管理を行うとともに、ライフサイクルコストを見据えた経費の縮減を目指す。</p> <p>課題 ④ 公債費の縮減</p> <p>決算額に対して21年度70.9%と企業債元利償還金比率が高い。このことから起債償還のピークを勘案しながら繰上償還を実施し、今後の公債費、一般会計繰入金の縮減を図る。</p> <p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

年度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前1年度) (決算見込)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)			
収益的 収入	1. 営業収益 (A)						266	-	300	304	341	343	345	-
	(1) 料金の収入						221	-	225	258	269	262	262	-
	(2) 委託工事収益 (B)													
	(3) その他						(45)	(-)	(74)	(-79)	(83)	(83)	(83)	(-)
	2. 営業外収益						439	-	437	440	431	426	407	-
	(1) 補助金						439	-	437	440	431	426	407	-
	他会計補助金													
	その他補助金						439	-	437	440	431	426	407	-
	(2) その他													
	収入計 (C)							705	-	737	744	772	769	752
資本的 支出	1. 営業費用						603	-	639	661	653	656	650	-
	(1) 職員給与						33	-	39	40	33	40	41	-
	基本手当						19	-	22	21	19	21	21	-
	退職手当													
	その他						14	-	17	19	14	19	19	-
	(2) 経費						124	-	152	163	144	141	139	-
	動力費						2	-	2	2	3	2	2	-
	修繕費						1	-	1	1	8	2	2	-
	材料費													
	その他						121	-	149	160	133	137	135	-
(3) 減価償却費						446	-	448	476	476	475	470	-	
2. 営業外費用						153	-	144	146	137	136	125	-	
(1) 支払利息						6	-	0	0	10	11	11	-	
雨水分														
汚水分						145	-	134	134	125	124	113	-	
(2) その他						2	-	1	2	2	1	1	-	
支出計 (D)							756	-	783	795	790	792	775	-
経常損益 (C)-(D) (E)							△51	-	△46	△52	△18	△23	△23	-
特別損益 (F)														
特別損失 (G)														
特別損益 (F)-(G) (H)														
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H) (I)							△51	-	△46	△52	△18	△23	△23	-
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (J)							△51	-	△97	△169	△115	△120	△138	-
流動資産							110	-	147	154	174	185	198	-
流動負債							42	-	36	47	29	48	50	-
うち未収金							10	-	11	43	15	18	18	-
うち一時借入金														
うち未払金							10	-	11	43	15	12	12	-
累積欠損金比率 ((I)/(J) × 100)							19.2	-	32.3	33.9	33.7	35	40.0	-
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益 - 委託工事収益 (A)-(B) (M)							266	-	300	304	341	343	345	-
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)														
資本的 収入	1. 企業費平準化債						250	-	183	250	92	102	182	-
	2. 他会計出資金						178	-	153	155	107	112	71	-
	3. 他会計補助金						31	-	27	27	27	27	28	-
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金						234	-	177	245	72	89	145	-
	7. 固定資産売却代金						10	-	6	7	6	4	4	-
	8. 工事負担金													
	9. その他													
	計 (A)							703	-	546	684	304	330	430
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額														
純計 (A)-(B) (C)							703	-	546	684	304	330	430	-
1. 建設改良費							516	-	398	540	193	219	357	-
2. 企業費平準化債							12	-	14	15	15	18	21	-
3. 他会計長期借入金返還金							561	-	549	549	553	552	522	-
4. 他会計への支出金														
5. その他														
支出計 (D)														
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)							1,077	-	947	1,089	746	721	879	-
1. 損益勘定留保資金							374	-	401	404	442	441	449	-
2. 利益剰余金処分額							298	-	392	436	436	440	440	-
3. 繰越工事資金														
4. その他							76	-	9	12	6	5	9	-
計 (F)							374	-	401	404	442	441	449	-
補てん財源不足額 (E)-(F) (G)														
他会計借入金現在高 (H)							6,178	-	5,813	5,880	5,352	5,363	5,012	-

(2) 他会計繰入金

年度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前1年度) (決算見込)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)			
収益的 収入	うち基準内繰入金						484	-	510	518	514	509	490	-
	うち基準外繰入金						461	-	441	445	452	448	434	-
	計						945	-	951	963	966	943	924	-
資本的 支出	うち基準内繰入金						23	-	69	79	62	61	56	-
	うち基準外繰入金						209	-	180	189	134	139	99	-
	計						232	-	249	268	196	200	155	-
合計							713	-	702	695	770	748	769	-

(3) 経営指標等

(単位: 96)

	平成17年度 (当初計画前3年度) (決算)	平成18年度 (当初計画前々年度) (決算)	平成19年度 (当初計画前年度) (決算)	平成20年度 (当初計画初年度) (決算)	平成21年度 (当初計画2年度) (決算見込)	平成22年度 (当初計画3年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画4年度) (延長計画2年度)	平成24年度 (当初計画5年度) (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率* (%)	23.5	32.0	39.4	38.2	48.4	47.9 41.6	75.1 43.4	66.2 49.2	75.7 41.5	76.8 42.4
資本費 (円又は%)	426.5	428.2	429.7	426.5	437.1	439.4 445.6	448.2 511.9	426.8 511.0	424.8 513.4	399.3 492.9
総収支比率(法適用) (%)							93.3	94.1	97.7 97.1	97.0
経常収支比率(法適用) (%)							93.3	94.1	97.7 97.1	97.0
営業収支比率(法適用) (%)							44.0	47.0	52.2 52.0	53.0
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)							19.2	32.2	33.7 36.7	43.2
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	47.1	70.3	71.0	34.7	56.9	57.2 71.4	71.8	75.6	76.0	79.2
繰入金比率										
収益的収入分 (%)	31.3	54.9	51.0	50.3	59.1	64.3 53.3	68.7 74.7	69.2 74.3	66.5 74.9	65.1 74.4
うち基準内繰入金 (%)	30.6	48.8	49.8	48.1	59.1	64.1 53.3	65.4 61.7	59.8 61.2	58.5 51.5	57.7 50.2
うち基準外繰入金 (%)	0.7	6.2	1.2	2.2		0.2	3.3 13.0	9.4 13.1	8.0 23.4	7.4 24.1
資本的収入分 (%)	48.7	41.7	50.2	21.1	36.0	32.8 52.1	29.7 25.6	32.9 26.2	44.1 39.8	23.0 33.4
うち基準内繰入金 (%)	4.8	8.0	7.7	2.5	5.4	4.4 5.9	4.4 6.9	4.9 7.3	9.1 12.3	6.5 12.5
うち基準外繰入金 (%)	43.9	33.7	42.5	18.5	30.6	28.4 46.2	25.3 18.7	28.0 18.9	35.0 27.5	16.5 20.9

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
- 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - 料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
 - 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - 使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記載される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見直し策定の前提条件

条件項目	収支見直し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	昭和61年の下水道供用開始以来20年以上に渡って据え置いてきた。しかし、使用料回収率を改善することを目的に、平成19年4月から平均21.3%の率で改定した。汚水処理費の縮減を図りながら、使用者の負担を考慮しつつ今後、平成24年度までに使用料を改定し見直しを図っていく。 →震災の影響を考慮し使用料改定を1年遅らせ、平成25年度改定した。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については平成21年度繰出基準により算出。使用料改定による営業収入の増加、人口1人当たりの管理運営費の減による経営の効率化により基準外繰入金縮減を目指している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	紫波町下水道事業中期経営計画により普及率向上のため建設改良事業、公民連携による町有地開発に伴う整備、老朽化した雨水排水ポンプ施設(下川原ポンプ場)の改築更新工事を平成22年度から3カ年にわたり実施する。
4 その他収支見直し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見直しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定 (前提条件) について、各区分に従い、それぞれ具体的な考え方を記入すること。

- 料金設定の考え方、料金収入の見込み
 - 現在の料金設定の考え方 (設定方法等) や、料金水準に対する考え方 (類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠 (有収水量や利用者数の推移等) 等について記入すること。
 - 他会計繰入金の見込み
 - 他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
 - 大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるよう記入すること。
 - その他収支見直し策定に当たって前提としたもの
 - 収支見直し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること (「料金収入の見込み」については要記入のこと)。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>普通会計に準拠 行政事務効率の向上や、行政サービスの提供方法を転換し、法律の定めがあるものや公の意志形成の参画に関する事、職員が直接行った方が効率的な事務事業を除き、事務事業の廃止又は外部への委託により職員の削減を進めている。 このことにより、町全体での一般職員数は平成21年4月244人、平成24年4月までに232人とし人件費を抑制する。→平成26年4月239人となったが、人件費抑制の目標は達成している。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>普通会計に準拠 平成18年4月の国家公務員の給与構造改革に合わせて改定実施済みであり、当町は地域手当の支給を行っていない。 特殊勤務手当については、給与構造改革以前に見直しを実施されている。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>普通会計に準拠(下水道事業において技能労務職員はいない。) 国家公務員の給与構造改革に合わせ、従来からの独自給料表を国の行(二)給料表に完全移行するとともに、高齢者層職員の昇給抑制時期について、国家公務員の57歳に対し当町においては行(一)給料表適用職員と同様55歳昇給抑制としている。技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針は若干の時間を要したが、平成20年6月に公表をおこなっている。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>普通会計に準拠 平成16年度から定年退職者に係る退職時特別昇給を廃止するとともに、定年前勸奨退職者に対する特別昇給の見直しをおこなっている。平成20年度は勸奨退職特別昇給の縮減を実施した。退職金の支給は岩手県市町村総合事務組合に加入し「市町村職員退職手当支給条例」により対応している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>普通会計に準拠 岩手県市町村職員共済組合に加入し、その定めるところの負担金を支出している。また、互助組織については、岩手県市町村職員互助会、紫波町職員互助会に加入している。紫波町職員互助会は、事業区分を厚生事業・健康管理事業・給付事業に完全区分し、厚生事業・健康管理事業の経費について会員掛金と公費の比率を1:1に、給付事業経費については会員掛金のみで運営し、公費分の余剰金については返還をおこなっている。また、給付事業については毎年見直しがおこなわれている。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③、④	<p>16年度から包括的民間委託を導入し、コスト縮減に努めている。19年度からは包括内容をレベルⅢまで拡大している。 15年度から使用料の賦課徴収業務を、19年度からは排水設備検査業務を水道事業所に委託し、事務の効率化を図っている。 18年度より任意繰上償還を実施することにより、後年度の公債費負担の軽減を図っている。今後も償還のピークを勘案しながら任意繰上償還を継続実施していく。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	<p>16年度から包括的民間委託を導入し、コスト縮減に努めている。19年度からは包括内容をレベルⅢまで拡大している。また、包括委託されている処理施設については、モニタリングによる運転管理のサービス水準の達成状況を確認し、適正な汚水処理につとめていく。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	昭和61年の下水道供用開始以来20年以上に渡って据え置いてきた。しかし、使用料回収率を改善することを目的に、平成19年4月から平均21.3%、平成25年4月に平均15.9%の率で改定した。汚水処理費の縮減を図りながら、使用者の負担を考慮しつつ今後、使用料を改定し見直しを図っていく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①	経営健全化計画をホームページで公開し、進捗状況をお知らせする。財務状況については広報やホームページで公表している。
○ 行政評価の導入		予定無し。
4 その他		長期的効率的な経営につとめるとともに、経理内容を明確にするために、平成23年度地方公営企業会計に移行した。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	特に無し。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>【課題① 中長期経営計画の策定】事業計画、経営基盤強化を盛り込み、効率的な事業運営により住民の満足度を高める。</p> <p>【課題② 使用料の適正化】受益者負担の公平観点から定期的に使用料の見直しを行い、使用料水準の適正化を図る。</p> <p>【課題③ 維持管理費の抑制】事故発生や機能停止を未然に防止するため、適正な管理、計画的な維持・修復を行ない施設の長寿命化を図るとともに、維持管理コストの縮減に努める。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>【課題① 中長期経営計画の策定】事業計画、経営基盤強化を盛り込み、効率的な事業運営により住民の満足度を高める。</p> <p>【課題② 使用料の適正化】受益者負担の公平観点から定期的に使用料の見直しを行い、使用料水準の適正化を図る。</p> <p>【課題④ 公債費の縮減】任意繰上償還等による後年度公債費負担の軽減を図る。</p>
4 その他	<p>経営基盤の強化への取り組みをより一層進めるため、地方公営企業法を適用し、平成23年度より実施する。</p> <p>【課題① 中長期経営計画の策定】損益取引と資本取引に区分して経理されることで財務状況および経営状況を明らかにし、将来の経営計画を策定する。</p> <p>【課題② 使用料の適正化】現金主義から発生主義へ転換することにより原価を正しく把握できるため、結果として適切な使用料を設定することが可能となる。</p> <p>【課題③ 維持管理費の抑制】どのようにして下水道管理費を縮減すべきか等職員の経営能力や経営意識を向上させる。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等 ※

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	当初計画合計	平成25年度	平成26年度	延長計画合計				
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	当初計画第2年度	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画4年度)	(延長計画5年度)					
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	17,979	18,051	18,405	18,529	18,935	19,151	18,953	620	19,426	19,173	19,393	440		
		A 増減				354	124	162	406	190	275	220	220			
		水洗便所設置済人口(人)	15,704	16,099	16,294	16,821	16,216	17,176	16,382	17,284	16,555	17,697	16,741	16,933	378	
		B 増減				185	537	△68	355	166	108	413	186	182		
	C 増減	水洗化率(%)	87.3	89.2	88.5	90.8	88.5	90.7	88.5	90.3	88.5	91.1	88.5	88.5	0.0	
		△ 0.7	1.9	△ 0.7	2.3	0.0	△ 0.1	0.0	△ 0.4	0.0	0.8	0.0	0.0			
	D 増減	有収水量(m)	1,388,107	1,414,557	1,429,368	1,458,542	1,429,442	1,468,204	1,448,032	1,500,465	1,469,336	1,494,184	1,472,923	1,487,859	1,488,662	29,333
		△ 26,450	14,811	29,174	△ 79	9,662	△ 6,990	32,261	11,293	56,412	△ 6,281	△ 14,693	△ 6,325	△ 14,740		
	E 増減	使用料単価(円/m)	156.0	157.9	157.2	144.9	152.9	158.0	153.9	158.5	176.9	181.2	176.9	174.0	180.4	3.5
		(使用料収入/有収水量)	1.9	△ 0.7	△ 12.3	△ 3.3	13.1	0.0	0.5	23.0	21.6	22.7	0.0	△ 7.2	3.5	
	F 増減	料金改定率(%)	21.3							0.0	15.0	15.9	15	15		
		(料金改定実施年度に記入)								15.0	15.9	15	15			
	G 増減	③ 回収率(%)	95.7	92.6	92.5	85.5	92.5	88.1	92.5	89.2	92.5	90	92.5	88.1	92.5	0.0
		△ 3.1	△ 3.1	△ 1.0	△ 7.0	0.0	2.6	0.0	1.1	0.0	△ 3.1	0.8	0.0	-1.9	0.0	
	H 増減	④ その他()														
経営の効率化	I 増減	管理運営費(千円)	927,124	929,882	901,320	898,932	826,886	866,691	902,113	771,009	889,925	532,077	881,974	775,119	846,455	△ 43,470
		△ 2,738	2,738	△ 28,542	△ 2,388	25,668	△ 32,241	△ 24,772	△ 95,682	△ 12,188	△ 8,657	△ 238,932	2,048	243,042	△ 45,619	
	J 増減	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	52	52	49	49	50	46	48	40	47	27	47	40	44	
		(I/A)	0.0	△ 2.6	△ 3.1	△ 1.0	△ 2.7	△ 2.0	△ 5.5	△ 1.0	△ 2.0	△ 12.6	△ 0.4	12.6	△ 2.9	△ 3.3
	K 増減	汚水処理原価(円/m)	395.7	413.5	324.8	302.7	370.4	210.4	349.7	239.5	241.9	239.3	270.6	229.2	260.7	△ 91.2
		(汚水処理経費/有収水量)	17.8	△ 85.7	△ 22.1	45.8	△ 92	△ 20.7	29.1	△ 7.8	34.9	△ 0.2	△ 71.0	△ 10.1	△ 20.2	△ 91.2
	L 増減	汚水処理原価(維持管理費)(円/m)	108.8	112.3	105.0	112.8	116.6	110.6	114.1	113.8	113.2	116.5	118.9	113.6	112.8	△ 0.4
(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)		3.5	△ 7.3	7.8	10.8	△ 2	△ 15	3.2	△ 0.9	11.7	2.7	5.7	△ 3	△ 6.1		
M 増減	⑥ その他()															
		使用料 回収率(%) (E/K×100)	39.4	38.2	48.4	47.9	41.6	75.1	44.0	66.2	61.7	75.7	65.3	75.9	72.0	
		累積欠損金比率(%)														
		当初計画の目標値						19.2	0.0	32.2	0.0	33.7	0.0	43.2	0.0	
		延長計画の目標値						6,178	6,349	5,880	6,000					
		企業債現在高(百万円)	7,259	6,934	6,934	6,642	6,178	6,349	5,880	6,000						
		(実績値)	7,437	7,242	6,866	6,489	6,178	6,349	5,813	6,000						
		延長計画の目標値						6,178	6,349	5,880	6,000	5,352	6,738	5,012	5,618	
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	217	223	215	225	218	211	220	232	223	238	258			
		改善効果額		41	33	43	36	29	38	50	41	56	76	219	272	
		①有収水量の増加		13	1	16	4	19	3	35	6	38	8	121	47	
		②使用料の適正化		35		35		35		35	35	68	175	173		
	③回収率の向上		△ 7	△ 3	△ 8		△ 25	△ 20	△ 17		△ 77	△ 18				
	経営の効率化	管理運営費	927	930	944	901	920	899	926	867	902	771	890			
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	15	15	21	15	15	38	15	33	15	39	15			
		改善効果額		△ 3	△ 16	26	8	28	2	60	26	156	38	267	73	
		⑤職員給与費の適正化														
		維持管理費(上記以外)の適正化		△ 3	△ 16	26	8	28	2	60	26	156	38	267	73	
⑥(任意線上償還の実施)		4	13	12			7									
改善効果額		4	16	3	26	1	34	1	38	118	22					
当初計画改善効果額 合計									604	367						
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)													237.1			

